

平成31年3月

伊那市議会定例会議案
関係資料

平成31年2月25日

平成31年3月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	辺地に係る総合整備計画の策定について……………	4
議案第1号関係資料(2)	整備計画位置図……………	5
議案第2号関係資料	伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例新旧対照表……………	6
議案第3号関係資料(1)	伊那市防災コミュニティセンター条例新旧対照表……………	8
議案第3号関係資料(2)	伊那市スポーツ推進審議会条例新旧対照表……………	9
議案第3号関係資料(3)	伊那市体育施設条例新旧対照表……………	10
議案第4号関係資料(1)	伊那市組織条例新旧対照表……………	11
議案第4号関係資料(2)	伊那市50年の森林(もり)ビジョン推進委員会条例新旧対照表……………	12
議案第5号関係資料	伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表……………	13
議案第6号関係資料	伊那市積立基金条例新旧対照表……………	14
議案第7号関係資料(1)	伊那市国民健康保険税条例改正概要……………	15
議案第7号関係資料(2)	伊那市国民健康保険税条例新旧対照表……………	16
議案第8号関係資料	伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表……………	22
議案第9号関係資料	伊那市保育園条例新旧対照表……………	23
議案第10号関係資料	伊那市鍼灸治療所条例新旧対照表……………	24
議案第11号関係資料	伊那市新産業技術推進協議会条例新旧対照表……………	25
議案第13号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表……………	26
議案第14号関係資料	伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表……………	27
議案第15号関係資料	伊那市学童クラブ条例新旧対照表……………	28
議案第16号関係資料	伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例新旧対照表……………	29

議案第17号関係資料

上牧転作促進研修センター位置図……………31

議案第1号関係資料(1)

辺地に係る総合整備計画の策定について

1 計画策定の趣旨

上新山地区において公共施設の整備を予定しているため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、当該辺地に係る総合整備計画を策定する。

2 辺地の要件

辺地とは、交通条件及び自然的、経済的諸条件等に不利があり、他の地域に比較して住民の生活環境が著しく厳しい山間地、離島等の地域で、住民の数その他について政令で定める要件（次の(1)及び(2)の要件）に該当するものをいう。

(1) 当該地域の総務省令で定める中心（当該地域内において、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点）を含む5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上であること。

(2) 辺地に係る総務省令で定める基準（辺地度点数（※）が100点以上であること。）に該当していること。

※ 辺地度点数：市役所、医療機関、郵便局、小学校、中学校等までの距離が遠隔であるなど、当該地域について算定された辺地としての程度を示す点数

3 伊那市の辺地

平成30年3月31日現在の伊那市内の辺地は、次の10地区である。

辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
よこやま 横山辺地	195	2.1	149
ひらさわ 平沢辺地	142	1.2	119
こやしき 小屋敷辺地	86	1.1	135
かみにいよま 上新山辺地	355	9.3	115

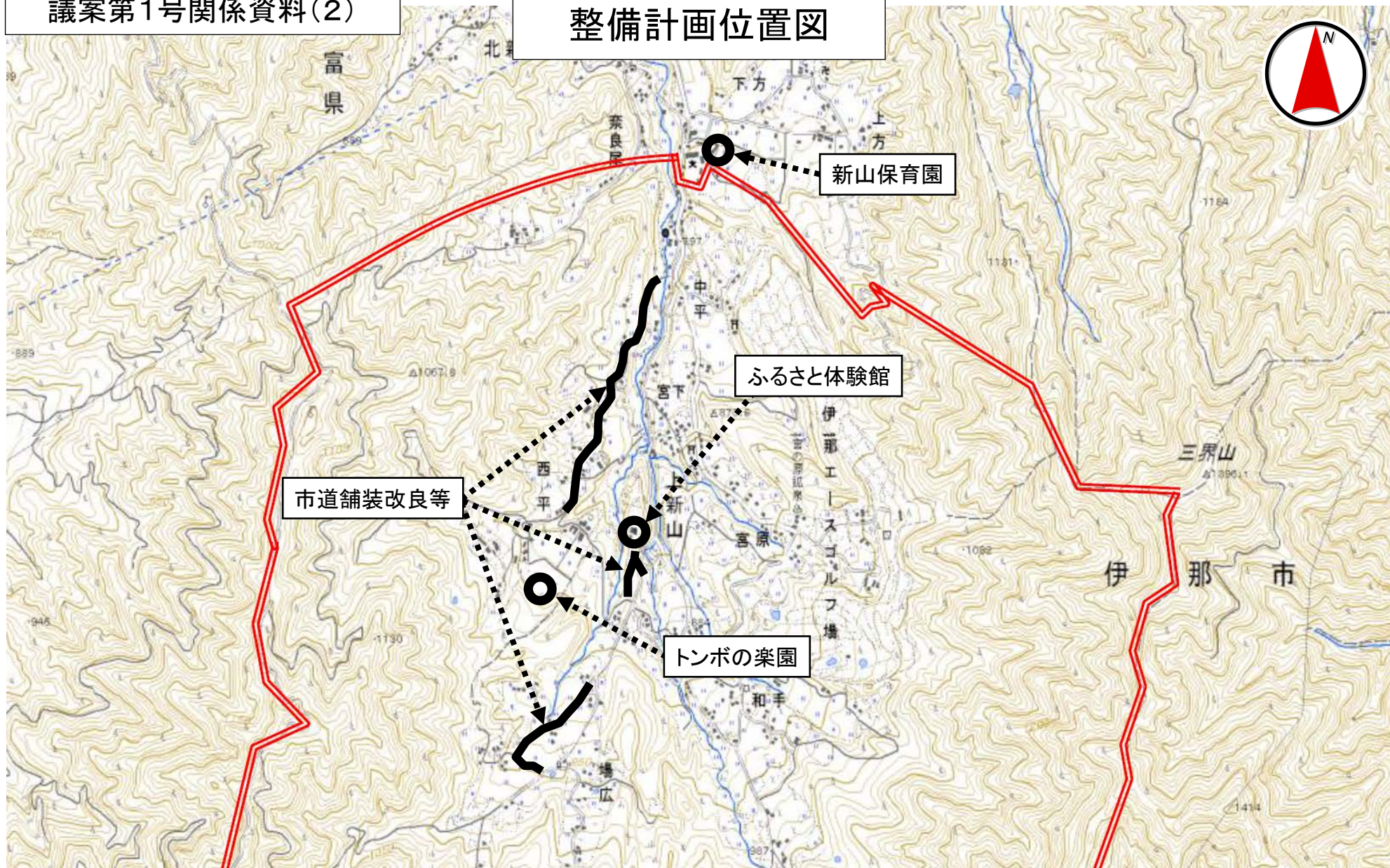
辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
やまむら 山室辺地	212	2.4	103
はらぐち 荊口辺地	60	1.5	106
みとがいと 御堂垣外辺地	169	1.1	114
まつくら 松倉辺地	72	1.2	130

辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
はらさわ 片倉辺地	181	1.3	133
すぎしま 杉島辺地	75	2.0	132

4 財政措置

辺地対策事業債（充当率100パーセント、交付税算入率80パーセント）を活用することができる。

整備計画位置図



議案第2号関係資料

伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p>	<p>伊那市議会議員及び伊那市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p>
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定により、<u>市長</u>の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定により、<u>市議会議員及び市長</u>の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(選挙運動用ビラ作成の公営) 第2条 <u>市長</u>の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p>(選挙運動用ビラ作成の公営) 第2条 <u>市議会議員及び市長</u>の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p>
<p>(公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円30銭を超える場合には、7円30銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、<u>選挙の区分に応じ</u>法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p>

旧	新
<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、<u>法第142条第1項第6号</u>に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が<u>選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号</u>に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>

議案第3号関係資料(1)

伊那市防災コミュニティセンター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、センターにおいて、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長又は伊那市教育委員会 <u>のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、センターにおいて、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p>

議案第3号関係資料(2)

伊那市スポーツ推進審議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(任務) 第2条 審議会は、<u>伊那市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して<u>教育委員会に建議</u>する。</p>	<p>(任務) 第2条 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。</p>
<p>(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>教育委員会</u>が委嘱する。 (1)～(3) 略</p>	<p>(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから<u>市長</u>が委嘱する。 (1)～(3) 略</p>
<p>(幹事) 第7条 略 2 幹事は、<u>教育委員会事務局職員</u>のうちから、<u>教育委員会</u>が任命する。 3 略</p>	<p>(幹事) 第7条 略 2 幹事は、<u>市の職員</u>のうちから、<u>市長</u>が任命する。 3 略</p>
<p>(委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

議案第3号関係資料(3)

伊那市体育施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、体育施設において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関する業務のうち、市長又は伊那市教育委員会 <u>のみの</u> 権限に属する事務を除く業務</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、体育施設において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関する業務のうち、市長 <u>のみの</u> 権限に属する事務を除く業務</p>

議案第4号関係資料(1)

伊那市組織条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、その内部組織として次の部を設置する。</p> <p>略</p> <p>企画部</p> <p>市民生活部～水道部 略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、その内部組織として次の部を設置する。</p> <p>略</p> <p>企画部</p> <p><u>文化スポーツ部</u></p> <p>市民生活部～水道部 略</p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部～企画部 略</p> <p>市民生活部～水道部 略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部～企画部 略</p> <p><u>文化スポーツ部</u></p> <p><u>(1) 文化振興及び交流促進に関すること。</u></p> <p><u>(2) スポーツに関すること。</u></p> <p>市民生活部～水道部 略</p>

議案第4号関係資料(2)

伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、農林部<u>耕地林務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、農林部<u>50年の森林推進室</u>において処理する。</p>

議案第5号関係資料

伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(正規の勤務時間外の勤務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(正規の勤務時間外の勤務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、正規の勤務時間外の時間における勤務に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>

議案第6号関係資料

伊那市積立基金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
名称	目的及び用途	会計名	名称	目的及び用途	会計名
略			略		
ばら基金	ばらを活用した事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	ばら基金	ばらを活用した事業の推進に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
			<u>奨学金返還支援基金</u>	<u>奨学金返還支援による若者の移住定住の促進及び地域産業の担い手確保に要する費用の財源に充てる。</u>	<u>伊那市一般会計</u>

議案第7号関係資料(1)

伊那市国民健康保険税条例改正概要

改 正 事 項					関係条項	施行期日																																																																					
<p>国民健康保険税関係 国民健康保険税の資産割額を廃止し、所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る率の引上げ措置を講ずるもの</p> <p>国民健康保険税税率 (医療給付費分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税 率</th> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">税</td> <td>所得割額</td> <td>100分の5.6</td> <td>100分の6.5</td> <td>100分の0.9増</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>100分の11.0</td> <td>-</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">率</td> <td>被保険者均等割額</td> <td>20,000円</td> <td>23,400円</td> <td>3,400円増</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>21,000円</td> <td>24,400円</td> <td>3,400円増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後期高齢者支援金分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税 率</th> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">税</td> <td>所得割額</td> <td>100分の2.2</td> <td>100分の2.3</td> <td>100分の0.1増</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>100分の4.0</td> <td>-</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">率</td> <td>被保険者均等割額</td> <td>6,000円</td> <td>8,800円</td> <td>2,800円増</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>6,000円</td> <td>7,900円</td> <td>1,900円増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(介護納付金分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税 率</th> <th></th> <th>現 行</th> <th>改 定 後</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">税</td> <td>所得割額</td> <td>100分の1.9</td> <td>100分の2.4</td> <td>100分の0.5増</td> </tr> <tr> <td>資産割額</td> <td>100分の5.0</td> <td>-</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">率</td> <td>被保険者均等割額</td> <td>8,000円</td> <td>10,300円</td> <td>2,300円増</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>7,000円</td> <td>7,700円</td> <td>700円増</td> </tr> </tbody> </table>					税 率		現 行	改 定 後	増 減	税	所得割額	100分の5.6	100分の6.5	100分の0.9増	資産割額	100分の11.0	-	廃止	率	被保険者均等割額	20,000円	23,400円	3,400円増	世帯別平等割額	21,000円	24,400円	3,400円増	税 率		現 行	改 定 後	増 減	税	所得割額	100分の2.2	100分の2.3	100分の0.1増	資産割額	100分の4.0	-	廃止	率	被保険者均等割額	6,000円	8,800円	2,800円増	世帯別平等割額	6,000円	7,900円	1,900円増	税 率		現 行	改 定 後	増 減	税	所得割額	100分の1.9	100分の2.4	100分の0.5増	資産割額	100分の5.0	-	廃止	率	被保険者均等割額	8,000円	10,300円	2,300円増	世帯別平等割額	7,000円	7,700円	700円増	<p>伊那市国民健康保険税条例 第3条 第4条 第5条 第5条の2 第6条 第7条 第7条の2 第7条の3 第8条 第9条 第9条の2 第9条の3</p>	平成31年4月1日
税 率		現 行	改 定 後	増 減																																																																							
税	所得割額	100分の5.6	100分の6.5	100分の0.9増																																																																							
	資産割額	100分の11.0	-	廃止																																																																							
率	被保険者均等割額	20,000円	23,400円	3,400円増																																																																							
	世帯別平等割額	21,000円	24,400円	3,400円増																																																																							
税 率		現 行	改 定 後	増 減																																																																							
税	所得割額	100分の2.2	100分の2.3	100分の0.1増																																																																							
	資産割額	100分の4.0	-	廃止																																																																							
率	被保険者均等割額	6,000円	8,800円	2,800円増																																																																							
	世帯別平等割額	6,000円	7,900円	1,900円増																																																																							
税 率		現 行	改 定 後	増 減																																																																							
税	所得割額	100分の1.9	100分の2.4	100分の0.5増																																																																							
	資産割額	100分の5.0	-	廃止																																																																							
率	被保険者均等割額	8,000円	10,300円	2,300円増																																																																							
	世帯別平等割額	7,000円	7,700円	700円増																																																																							

議案第7号関係資料(2)

伊那市国民健康保険税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、<u>100分の5.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、<u>100分の6.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に、100分の11を乗じて算定する。</p>	<p>第4条 削除</p>

旧	新
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万3,400円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 <u>2万1,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万5,750円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）以外の世帯 <u>2万4,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万2,200円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>1万8,300円</u></p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。</p>
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</u></p> <p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の4を乗じて算定する。</p>	<p>第7条 削除</p>

旧	新
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,000円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,800円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u> (2) 特定世帯 <u>3,000円</u> (3) 特定継続世帯 <u>4,500円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,900円</u> (2) 特定世帯 <u>3,950円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,925円</u></p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>100分の1.9</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の<u>固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に、100分の5</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第9条 削除</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,000円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,300円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,000円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,700円</u>とする。</p>

旧	新
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1万4,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万4,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,025円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,200円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,600円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,900円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1万6,380円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万7,080円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>8,540円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1万2,810円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,160円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,530円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,765円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,148円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,210円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>5,390円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項</p>

旧	新
<p>に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1万円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,250円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,875円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>3,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,500円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,250円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>4,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>4,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1,200円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,200円</u></p>	<p>に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1万1,700円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万2,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,150円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>4,400円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,950円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,975円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,963円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>5,150円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3,850円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>4,680円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,880円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,440円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,660円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>1,760円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,580円</u></p>

旧	新
(イ) 特定世帯 <u>600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>900円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,600円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,400円</u>	(イ) 特定世帯 <u>790円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,185円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,060円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,540円</u>

議案第8号関係資料

伊那市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に<u>対する</u>災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができ</u> <u>る。</u> 2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u> 3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p>
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。 2 略 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。 2 略 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>

議案第9号関係資料

伊那市保育園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
(名称、位置及び定員) 第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 保育園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
高遠保育園	伊那市高遠町西高遠532番地	120	高遠保育園	伊那市高遠町小原442番地	120
略			略		

議案第10号関係資料

伊那市鍼灸治療所条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
<u>利用者区分</u>	<u>料金</u>	<u>区分</u>	<u>料金</u>
市内に住所を有する者	初診料	初診料	1,000円
	施術料（1回につき）		2,500円
上記以外の者	初診料	施術料（1回につき）	4,000円
	施術料（1回につき）		3,500円
		備考 初診料は、初めて受診する者又は前回の受診日から6か月以上経過した者から徴収する。	

議案第11号関係資料

伊那市新産業技術推進協議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(組織) 第3条 協議会は、委員<u>30人以内</u>で組織する。 2 略</p>	<p>(組織) 第3条 協議会は、委員<u>35人以内</u>で組織する。 2 略</p>

議案第13号関係資料

伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新						
別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表					別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表						
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数		
高尾町団地	伊那市山寺2531番地	木造	30.57 ^{m²}	昭和29年度 1戸	高尾町団地	伊那市山寺2110番地	木造	30.57 ^{m²}	昭和30年度 2戸		
	伊那市山寺2110番地	木造	30.57	昭和30年度 2戸				伊那市山寺2116番地	木造	30.57	昭和31年度 1戸
	伊那市山寺2120番地	簡平	20.19	昭和30年度 2戸							
	伊那市山寺2116番地	木造	30.57	昭和31年度 1戸				略			
略					略						
大萱団地	略				大萱団地	略					
	伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度 16戸		伊那市西箕輪7200番地34	簡平	33.71	昭和40年度 12戸		
	伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度 24戸		伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度 20戸		
略					略						
略					略						
西春近団地	伊那市西春近4935番地	簡平	37.26	昭和38年度 4戸	御園団地	伊那市御園199番地	簡2	43.50	昭和29年度 12戸		
御園団地	伊那市御園199番地	簡2	43.50	昭和29年度 18戸	略						
略					備考 略						
備考 略											

議案第14号関係資料

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4～5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>4～5 略</p>

議案第15号関係資料

伊那市学童クラブ条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(開所時間)</p> <p>第4条 学童クラブの開所時間は、小学校の下校時刻から午後6時までとする。ただし、小学校の授業の休業日にあつては、<u>午前8時30分</u>から午後6時までとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第4条 学童クラブの開所時間は、小学校の下校時刻から午後6時までとする。ただし、小学校の授業の休業日にあつては、<u>午前7時45分</u>から午後6時までとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(使用料)</p> <p>第10条 学童クラブを使用する児童の保護者は、学童クラブ使用料（以下「使用料」という。）として、<u>月額5,000円</u>を納付しなければならない。ただし、同一世帯に2人以上の当該児童がいる場合は、2人目以降については、当該児童1人につき<u>月額3,000円</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 学童クラブを使用する児童の保護者は、小学校の授業の休業日に学童クラブを使用した場合の使用料として、第1項に定めるもののほか、学童クラブを使用する児童1人につき使用日1日当たり<u>500円</u>を納付しなければならない。</p> <p>4～5 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 学童クラブを使用する児童の保護者は、学童クラブ使用料（以下「使用料」という。）として、<u>月額3,000円</u>を納付しなければならない。ただし、同一世帯に2人以上の当該児童がいる場合は、2人目以降については、当該児童1人につき<u>月額1,800円</u>を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 学童クラブを使用する児童の保護者は、小学校の授業の休業日に学童クラブを使用した場合の使用料として、第1項に定めるもののほか、学童クラブを使用する児童1人につき使用日1日当たり<u>300円</u>を納付しなければならない。</p> <p>4～5 略</p>

議案第16号関係資料

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>2 略</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>（同法による専門職大学の前期課程を含む。）</u>又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）</u>、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(5) 略</p> <p>(6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であつて、<u>学校教育法に基づく</u>大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>2 略</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科</p>

旧	新
<p>目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>目を修めて卒業した後、<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した<u>(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)</u>後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者<u>(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)</u>については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>2 略</p>

議案第17号関係資料

上牧転作促進研修センター位置図



譲与建物の概要

所在地	伊那市上牧6350番地1
構造規模	鉄骨モルタル造り 2階建て 338.09㎡
竣工年月日	昭和56年3月28日